マネジメントに関する事項	・入院・外来に対応する医師等の柔軟な配置、関連する他の医療機関との間における看護師等による支援 ・夜間・休日の適切な人事配置 ・かかりつけ医又は在宅医、介護・福祉事業者等との連携 ・高度急性期、急性期、回復期、慢性期等地域の医療提供体制の中での役割の明確化	・入院・外来に対応する医師等の柔軟な配置 ・夜間・休日の適切な人事配置 ・地域にある他の病院又は診療所、介護事業者等との連携	・曜日ごとの医師等の柔軟な配置 ・地域にある他の病院又は診療所、介護事業者等との連携
人材に関する事項	・医療従事者の働き方の希望に応じた人事配置 ・医療従事者の勤続年数及び定着率の引上げ、離職率の引下げ ・勤務環境の改善のため、都道府県に設置されている医療勤務環境改善支援センターの利用 ・離職した看護職員の積極採用、ワークシェア制度の導入 ・高度専門職の仕事の棚卸し ・医療従事者の研修等への参加機会の確保	・医療従事者の働き方の希望に応じた人事配置 ・医療従事者の勤続年数及び定着率の引上げ、離職率の引下げ ・勤務環境の改善のため、都道府県に設置されている医療勤務環境改善支援センターの利用 ・離職した看護職員の積極採用、ワークシェア制度の導入	・医療等従事者の働き方の希望に応じた人事配置 ・医療等従事者の勤続年数及び定着率の引上げ、離職率の引下げ
ＩＣＴ投資、設備投資、省エネルギー投資に関する事項	・電子カルテ等のＩＣＴの利活用 ・地域にある他の病院等とのデータ共有 ・臨床研究・臨床効果データベース構築への協力 ・ＩＣＴを利活用するための人材の確保 ・ＩＣＴを利活用する際のセキュリティ対策の実施 ・エネルギー使用量の見える化、省エネルギー設備の導入、エネルギー管理体制の構築等を通じた省エネルギーの推進	・電子カルテ等のＩＣＴの利活用 ・地域にある他の病院等とのデータ共有 ・ＩＣＴを利活用するための人材の確保 ・ＩＣＴを利活用する際のセキュリティ対策の実施 ・エネルギー使用量の見える化、省エネルギー設備の導入、エネルギー管理体制の構築等を通じた省エネルギーの推進	・電子カルテ等のＩＣＴの利活用 ・地域にある他の病院等とのデータ共有 ・ＩＣＴを利活用するための人材の確保 ・ＩＣＴを利活用する際のセキュリティ対策の実施 ・エネルギー使用量の見える化、省エネルギー設備の導入、エネルギー管理体制の構築等を通じた省エネルギーの推進
その他の経営資源を高度に利用する方法	介助・介護に資するロボットの導入による業務負担の軽減	介助・介護に資するロボットの導入による業務負担の軽減	介助・介護に資するロボットの導入による業務負担の軽減

3　経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

一　事業基盤の維持

事業者は、人員削減を目的とした取組を中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号。以下「法」という。）第十三条第一項に規定する経営力向上計画（以下「経営力向上計画」という。）の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

二　経営力向上計画の進捗状況の把握

事業者は、経営力向上計画について、定期的に自己評価を行い、進捗状況を把握するものとする。

三　外部専門家の知見の活用

経営力向上計画の策定及び実施に当たっては、医療分野に係る法第二十六条第二項に規定する認定事業分野別経営力向上推進機関（以下「医療分野経営力向上推進機関」という。）等、外部の専門家の知見を活用するものとする。

四　信頼性のある計算書類等の作成及び活用

事業者は、事業の運営の透明性及び信頼性を確保するため、各法人等に適用される会計基準等を利用して、信頼性のある計算書類等を作成し、活用するものとする。

第４　医療分野経営力向上推進機関に関する事項

1　医療分野経営力向上推進業務の内容に関する事項

一　医療分野経営力向上推進機関においては、医療分野の経営力向上に関する研修を企画し実施するほか、必要な普及啓発を行うこと。

二　医療分野経営力向上推進機関においては、医療分野の経営力向上に関する最新の知見の充実を図るため、これに関する情報の収集、整理及び分析並びに調査研究を行うこと。

三　医療分野経営力向上推進機関においては、医療分野経営力向上推進業務（医療分野に係る法第二十六条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務をいう。以下同じ。）の運営に関し、主務大臣から改善に必要な措置を講ずべきことを命じられたときは、医療分野経営力向上推進業務の運営の改善に必要な措置を採らなければならないこと。

2　医療分野経営力向上推進業務の実施体制に関する事項

１に掲げる事項を実施できる体制であること。

3　医療分野経営力向上推進業務の実施に当たって配慮すべき事項

一　医療分野経営力向上推進機関は、医療分野経営力向上推進業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の中小規模の医療機関等を支援対象から外すことがないようにすること。

二　医療分野経営力向上推進機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。

○厚生労働省告示第二百八十二号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第一項の規定に基づき、保育分野に係る事業分野別指針を次のように策定したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十八年七月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

保育分野に係る事業分野別指針

第１　現状認識

平成27年４月に「子ども・子育て支援新制度」が施行され、政府においては、全ての子ども及び子育て家庭を対象に、保育、幼児教育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図ることとしている。

このうち、保育分野について、市場の動向等の現状について整理すると、以下のとおりである。

1　市場規模の動向

少子高齢化が進む中、女性の就業も進んでおり、これに伴い、保育所等（保育所、特定地域型保育事業及び幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）の利用率も上昇している。また、保育所等を利用する児童の増加に伴い、保育所等の数も増加傾向にある。

しかし、保育所等の利用ニーズに対して保育所等の整備が追いついていないため、特に都市部を中心に待機児童が生じている。待機児童数は、平成22年度以降減少傾向にあったが、女性の就業が更に進んだことや「子ども・子育て支援新制度」の施行等により、保育所等の利用申込者数が増加したことから、平成27年４月１日時点の待機児童数は約２万３千人となった。政府は、